

連番	事業名	新・継区分	施策・事業概要	29年度予算額 (百万円)	28年度予算額 (百万円)	補助率	実施主体	公募スケジュール	申請方法	照会窓口	28年度NPO への実績	備考
1	がん検診従事者研修事業	継続	胃内視鏡検査を実施する医師に対して、安全管理体制の整備に係る研修を実施する。	(56の内数)	(57の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 公益法人 一般社団法人 一般財団法人 NPO法人等	平成29年4月	健康局 がん・疾病 対策課に 実施計画 書を提出	健康局がん・ 疾病対策課 03-5251-1111 (内線4604)	0件	資料1
2	がん臨床試験 基盤整備事業	終了	研究者主導臨床試験におけるデータ マネージャーを雇用するなどし、質の 高い臨床試験の実施基盤の整備・強化 を行う。	—	90	定額 (10/10)	<実施主体> NPO法人等	—	—	健康局がん・疾 病対策課 03-5253-1111 (内線4604)	5件	資料2
3	地域の健康増 進活動支援事 業	継続	健康づくり活動に取り組む民間団体 の、健康づくりの牽引役となる人材の 育成やボランティアを活用する主体 的かつ自由な発想に基づく取組につ いて、補助金を交付する。	77	80	定額 (10/10)	<実施主体> NPO法人等	平成29年2月2日 ～2月28日	健康局健 康課に実 施計画書 を提出	健康局健康課 03-5253-1111 (内線2971)	2件	資料3
4	HIV感染者等 のNGO等への 支援事業	継続	HIV感染者等で構成されるNPO・NGOに よる活動を支援し、効果的で当事者性 のあるHIV感染予防の普及啓発や患者 支援を図る。	(133の内数)	(133の内数)	定額 (10/10)	<実施主体> NPO法人等	平成29年1月～3月	健康局結 核感染症 課に企画 書の提出	健康局結核感 染症課 03-5253-1111 (内線2358)	4件	資料4
5	雇用と福祉の 連携による地 域に密着した 就労支援の実 施	継続	障害者就業・生活支援センターが、障 害者の職業生活における自立を図る ため、雇用、保健、福祉、教育等の地 域の関係機関と連携の下、障害者の身 近な地域において就業面及び生活面 における一体的な支援を行う。	(8,022の内数)	(7,537の内数)	10/10 ※委託費 の上限額 内で交付	<実施主体> 社会福祉法人、 NPO法人、 一般社団法人、 一般財団法人、 医療法人で都道 府県知事が指定 した法人	平成29年1月～3月	実施主体 によって 異なる	職業安定局雇 用開発部障害 者雇用対策課 地域就労支援 室 03-5253-1111 (内線5832)	24件 579百万円	資料5

6	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進	継続	都道府県等が行う公共職業訓練（離職者に対する訓練）について、公共職業能力開発施設で行うほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施する。	38,425	33,724	～10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県 横浜市 <委託先> 民間企業 専修学校 各種学校 大学・大学院 NPO 法人等	実施主体によって異なる	都道府県が実施する委託先の募集に応募する。	実施主体の担当課	—	資料6
7	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施	継続	民間教育訓練機関等多様な委託先を活用することにより、個々の障害者の態様に対応した委託訓練を実施する。	1,665	1,695	～10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県 <委託先> 民間企業 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体によって異なる	都道府県が実施する委託先の募集に応募する。	実施主体の担当課	—	資料7
8	就職活動に困難性を有する学生等に対する職業訓練の推進	統廃合 (連番6 に統合)	採用時に必要なコミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しいなど就職活動に困難性を有する学生等を対象として、その特性に配慮した新たな職業訓練を実施する。	—	(90の内数)	～10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県 <委託先> 民間企業 NPO 法人等	実施主体によって異なる。	都道府県が実施する委託先の募集に応募する。	実施主体の担当課	—	資料8
9	求職者支援制度	継続	民間教育訓練機関等を活用して、雇用保険を受給できない求職者に対して、就職に必要な技能と知識の向上を図る訓練を実施する。	24,169	29,958	訓練受講者1名につき月5～7万円	<実施主体> 国 (都道府県労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構) <委託先> 民間企業 専修学校 各種学校 大学・大学院 NPO 法人等	原則として四半期ごとに申請の受付	認定申請書等を提出	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県職業訓練支援センター	年度終了後に集計	資料9

10	若者職業的自立支援推進事業	継続	「地域若者サポートステーション」において、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援等を実施する。	3,816	3,838	10/10	<実施主体> 国 <委託先> 民間企業 NPO 法人等	都道府県労働局において公示(平成 29 年 1 月 24 日～2 月 24 日)	都道府県労働局に入札書及び提案書を提出	職業能力開発局キャリア形成支援課 03-5253-1111 (内線 5969)	104 件 契約金額：2,304 百万円	資料 10
11	キャリア教育専門人材養成事業	終了	労働行政としてこれまで培ってきたキャリアコンサルティングの専門性を活かし、大学等における実践的なキャリア教育をサポート・推進する専門人材の養成を図るため、講習を実施する。	—	(13 の内数)	～10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 国 <委託先> 民間団体等	—	—	職業能力開発局キャリア形成支援課 03-5253-1111 (内線 5969)	0 件	資料 11
12	保育対策総合支援事業費補助金(うち、①保育環境改善等事業、②民有地マッチング事業、③家庭支援推進保育事業、④保育利用支援事業(入園予約制)、⑤サテライト型小規模保育事業、⑥医療的ケア児保育支援モデル事業)	継続	①保育園等において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児・病後児保育(体調不良児対応型)の設備の整備等に必要な経費の一部を補助する。 ②地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等に必要な経費の一部を補助する。 ③家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数(40%以上)受け入れている保育園に対して保育士の加配を行う。 ④保護者が育児休業取得後に保育の提供を受けることができるよう予約制の仕組みを設ける際に必要な経費の一部を補助する。 ⑤小規模保育事業などを利用する子どもの3歳到達時における保育園等への円滑な接続を図るため、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。 ⑥医療的ケアを必要とする障害児が、保育園等の利用を希望する場合の受入体制整備を行うために必要な経費の一部を補助する。	(39,483 の内数)	(38,962 の内数)	① 1/2, 1/3 ②～⑥ 1/2	<実施主体> ① 市区町村、保育園を運営する者 ② 都道府県、市区町村、都道府県等が認めた者 ③ 市区町村 ④ 市区町村、市区町村が適切と認めた者 ⑤ 市区町村 ⑥ 都道府県、市区町村、都道府県等が認めた者 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料 12 ～17

13	保育対策総合支援事業費補助金（うち、①認可化移行調査費等支援事業、②認可化移行改修費等支援事業、③認可化移行移転費等支援事業）	継続	認可保育園等に移行するために、 ①障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成及び見直しに必要な経費の補助、 ②移行を希望する施設に対し、設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部の補助、 ③立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用の一部の補助を行う。	(39,483の内数)	(38,962の内数)	①③ 1/2 ② 1/2 ※待機児童解消加速化プランに参加する場合 2/3	<実施主体> ① 都道府県、市区町村 ②③ 市区町村 <補助先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料18 ～20
14	保育対策総合支援事業費補助金（うち、①賃貸物件による保育園改修費等支援事業、②小規模保育改修費等支援事業、③家庭的保育改修費等支援事業）	継続	①②賃貸物件による保育園及び小規模保育事業所を設置するために必要な改修費等の一部を補助する。 ③居宅や賃貸アパート等において家庭的保育事業を実施するため、保育環境を整えるための建物の改修費等の一部を補助する。	(39,483の内数)	(38,962の内数)	1/2 ※待機児童解消加速化プランに参加する場合 2/3	<実施主体> 市区町村 <補助先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料21 ～23
15	保育対策総合支援事業費補助金（うち、①保育園設置促進事業、②都市部における保育園等への賃借料支援事業）	継続	①保育園等の整備にあたり、土地の確保が困難な都市部等での保育園等の整備を促進するため、土地借料の一部を補助する。 ②賃借料が局地的に実勢と乖離している地域の保育園について、公道価格における賃借料加算との乖離分を補助する。	(39,483の内数)	(38,962の内数)	①② 1/2	<実施主体> ① 市区町村、保育園等を経営する者 ② 都道府県、市区町村、都道府県等が認めた者 ③④ 市区町村 <委託・補助先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料24 ～25

16	保育対策総合支援事業費補助金 (うち、①保育士・保育園支援センター設置運営事業、②若手保育士や保育事業者への巡回支援事業)	継続	①潜在保育士への就職支援、保育園に勤務する保育士等への相談支援、保育園の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育園支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。 ②保育園等に勤務する経験年数の少ない保育士や保育事業者を対象とした巡回支援に要する費用の一部を補助する。	(39,483の内数)	(38,962の内数)	1/2	<実施主体> ①都道府県指定都市 中核市 ②都道府県市町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料26 ～27
17	保育対策総合支援事業費補助金(うち、①保育園等の事故防止の取組強化事業、②保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業、③認可外保育施設の衛生・安全対策事業、④広域的保育園等利用事業)	継続	①事故防止の知識の確保等に必要な研修の実施及び重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援指導を行うために必要な費用の一部を補助する。 ②認可外の施設・事業者による各届出・報告、当該届出・報告情報のデータベース化等に係るシステムを構築するための費用の一部を補助する。 ③認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施するための費用の一部を補助する。 ④こども送迎センターから保育園等又は保育園等から屋外遊戯場に代わる場所への児童の送迎を実施するための費用の一部を補助する。	(39,483の内数)	(38,962の内数)	①1/2 ②3/4 ③1/3 ④1/2	<実施主体> ①②都道府県市町村 ③④市町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の担当保育課	—	資料28 ～31
18	保育園等整備交付金	継続	施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。	(56,403の内数)	(53,421の内数)	定額(1/2相当) ※待機児童解消加速プランに参加する場合は定額(2/3相当)	<実施主体> 市区町村 <設置主体> 市区町村が認めた者(NPO法人等)	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の保育担当課	—	資料32

19	次世代育成支援対策施設整備交付金 (うち、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所に係る施設整備事業)	新規	児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所の施設整備(創設、増築、増改築等)に係る経費の一部を補助する。	(6,590の内数)	—	国：定額 (1/2相当)	<実施主体> 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村 <委託先> 社会福祉法人 公益社団法人 公益財団法人 NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の児童福祉主管課	—	資料33
20	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 (うち、子どもの生活・学習支援事業)	継続	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う事業。	(11,429の内数)	(11,220の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県、市町村 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の児童福祉担当課	未集計	資料34
21	地域生活定着促進事業	継続	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者の社会復帰を支援するため、「地域生活定着支援センター」を整備し、福祉サービスにつなげるための準備を各都道府県の保護観察所と協働して進める。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金29,275の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金29,089の内数)	定額	<実施主体> 都道府県 <委託先> NPO法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の担当課	—	資料35
22	社会福祉推進事業	継続	地域社会における今日的課題に対する先駆的・試行的な取組に対して支援を行う。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金29,275の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金29,089の内数)	定額	採択された法人 (NPO法人等)	時期未定(3月~4月に公募開始予定)	事業計画書等を国に提出	社会・援護局総務課指導係 03-5253-1111 (内線2814)	5件 50百万円	資料36

23	被保護者就労支援事業	継続	被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、以下の業務を実施する。 ・就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等、就労に向けた支援、また個別求人開拓や就労後における職場定着に向けた支援 ・本人の希望や特性に合った就労の場につなぐため、求人開拓等が円滑に実施できるよう、地域の関係機関や団体等において、就労支援の連携体制を構築	(生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 21,772 の内数)	(生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 21,772 の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる	実施主体の生活保護担当課	—	資料 37
24	被保護者就労準備支援事業	継続	直ちに一般就労が困難な被保護者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、以下の支援を段階的に実施する。 ・日常生活習慣の改善のための支援 ・社会的な能力を身につけるための支援 ・就労意欲喚起や就労体験等の機会の提供等、就労活動や自立に至るまでの総合的な支援	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275 の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,089 の内数)	2/3	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる	実施主体の生活保護担当課	—	資料 38
25	被保護者の社会的な居場所づくり支援事業	継続	被保護者の自立支援を推進するために、企業、NPO、市民等と行政との協働により、被保護者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。	(生活困窮者就労支援事業費等補助金 29,275 の内数)	(生活困窮者就労支援事業費等補助金 29,089 の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体により異なる	実施主体の生活保護担当課	—	資料 39
26	居住の安定確保支援事業	継続	賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する事業。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275 の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,089 の内数)	3/4	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる	実施主体の生活保護担当課	—	資料 40

27	ひきこもり対策推進事業	継続	ひきこもりの状態にある本人や家族等からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を整備し、また、ひきこもりサポーターを養成・派遣することで、地域におけるひきこもり対策の総合的な支援体制を確保する取組を推進し、ひきこもり本人の自立の推進、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275 の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,089 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の担当課	—	資料 41 ～42
28	地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	継続	地域における福祉ニーズを踏まえ、地域住民相互の支え合いによる要支援者への見守り、生活支援といった共助の取組の基盤づくりを支援する。	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,275 の内数)	(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 29,089 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 市町村 NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の福祉担当課	—	資料 43
29	生活困窮者自立支援制度	継続	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立を促進する。 ① 自立相談支援事業 ② 住居確保給付金 ③ 就労準備支援事業 ④ 一時生活支援事業 ⑤ 家計相談支援事業 ⑥ 学習支援事業 ⑦ その他事業	①② (21,772 の内数) ③④⑤⑥⑦ (29,275 の内数)	①② (21,772 の内数) ③④⑤⑥⑦ (29,089 の内数)	①② 3/4 ③④ 2/3 ⑤⑥⑦ 1/2	<実施主体> 都道府県 市 福祉事務所を設置する町村 <委託先> 社会福祉法人 NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の福祉担当課等	—	資料 44
30	社会福祉振興助成事業	継続	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して生活できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対して助成を行う。	608	608	定額	<実施主体> (独)福祉医療機構 <助成先> NPO 法人等	平成 28 年 4 月 1 日 ～4 月 28 日	実施主体に事業計画書を提出	社会・援護局福祉基盤課 03-5253-1111 (内線 2866)	91 件	資料 45
31	樺太等残留邦人集団一時帰国事業	継続	樺太等残留邦人に対する一時帰国の援助を行うとともに、樺太等残留邦人の永住帰国に関する意向及び永住帰国時期の調査等を行い、帰国希望者が円滑に帰国できるよう支援するもの。	34	36	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> NPO 法人等	平成 28 年 12 月 22 日 公示	国に事業実施計画書を提出	社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3465)	1 件 36 百万円	資料 46

32	中国残留邦人等地域生活支援事業	継続	地方自治体が実施主体となり、中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、身近な地域での日本語教育支援事業等の地域支援を促進する事業。	(11,007の内数)	(10,822の内数)	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> 都道府県 市区町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体によって異なる。	実施主体によって異なる。	社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3463)	—	資料 47
33	地域生活支援推進事業	継続	全国7ヶ所に設置している中国帰国者支援・交流センターで、より一層、地域に定着した中国残留邦人等への支援が行われるよう、地域で活動するNPO法人等との連携を推進し、活動を援助する。	(8の内数)	(8の内数)	10/10	<実施主体> NPO 法人等	中国帰国者支援・交流センターによって異なる。	中国帰国者支援・交流センターが実施主体を選定	社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 03-5253-1111 (内線 3463)	18件 2.4百万円 (平成29年1月時点)	資料 48
34	海外未送還遺骨情報収集事業	終了	・海外に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内及び現地において情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行う団体等に費用の補助を行う。 ・平成29年度からは「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人として指定された、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会に当該事業を委託することとしている。	—	(117の内数)	10/10 ※委託費の上限額内で交付	<実施主体> NPO 法人等	事業実施地域によって異なる。	企画競争	社会・援護局事業課事業推進室 03-5253-1111 (内線 3478)	2件 34百万円 (平成29年1月末現在)	資料 49
35	遺骨収集帰還等派遣費補助事業	終了	・海外等で戦没した日本人の遺骨収集等に民間協力者が参加する際の旅費の補助等を行う。 ・平成28年11月以降は「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人として指定された、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会に遺骨収集等事業を委託している。	—	(309の内数)	遺骨収集等事業 (10/10) 慰霊巡拝事業 (1/3) 慰霊友好親善事業 (定額)	<実施主体> 遺族及び戦友団体 NPO 法人等	平成28年2月下旬～3月(実績)	公募による事業計画書の提出	社会・援護局事業課 03-5253-1111 (内線 4510)	3件 8百万円 (平成29年1月末現在)	資料 50
36	障害者就業・生活支援センター事業 (生活支援等事業)	継続	就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。	(792の内数)	(698の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 <委託先> 都道府県知事が指定したNPO法人等	実施主体により異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の担当課	23件 54百万円	資料 51

37	就労移行等連携調整事業	継続	特別支援学校の卒業生等について、適切なアセスメントを行うとともに、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行を支援する。	(24 の内数)	(54 の内数)	1/2	<実施主体> 都道府県 <委託先> 都道府県知事が指定したNPO 法人等	実施主体により異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の担当課	—	資料 52
38	工賃向上計画支援事業	継続	就労継続支援日型事業所等の利用者の工賃の向上に向け、 ①コンサルタントによる経営支援や専門家による技術支援 ②共同受注窓口の情報提供体制整備等の取組 ③農福連携による障害者の就農促進 ④在宅障害者に対する ICT を活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業を実施する。	(309 の内数)	(338 の内数)	①④ 1/2 ②③ 10/10	<実施主体> ①②③ 都道府県 ④ 都道府県 <委託・補助先> ①②③ 都道府県知事が指定したNPO 法人等 ④ 都道府県知事が指定したNPO 法人等	実施主体により異なる。	実施主体によって異なる。	実施主体の担当課	—	資料 53 ～54
39	社会福祉施設等施設整備費補助金	継続	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。	(7,100 の内数)	(18,756 の内数) うち補正予算額 11,800 の内数	1/2	<実施主体> 都道府県 指定都市 中核市 <委託先> 社会福祉法人、医療法人 公益社団法人 NPO 法人等	実施主体により異なる。	実施主体を経由し、国（各地方厚生局）に提出。	実施主体の担当課	391 団体 1,499 百万円	資料 55 ～56
40	自殺防止対策事業	継続	自殺対策に取り組む民間ボランティア団体の活動に対し、財政支援する。	(2,500 の内数)	(130 の内数)	定額	<実施主体> NPO 法人等	平成 29 年 1 月 20 日	事業計画書の提出	社会・援護局障害福祉部自殺対策推進室 03-5253-1111 (内線 3069)	5 団体 36 百万円 (交付額)	資料 57

41	地域支援事業 交付金	継続	要支援・要介護状態になる前から介護 予防サービスを提供し、効果的な介護 予防システムを確立するとともに、地 域の総合相談、権利擁護事業等を行う 地域支援事業に対し交付金を交付す る。 ①介護予防・日常生活支援総合事業 (平成 29 年度までに段階的に実施) ②包括的支援事業 ③任意事業	(156,930 の内 数)	(103,038 の内 数)	① 25/100 ②、③ 39/100	<実施主体> 市町村 <委託先> NPO 法人等	実施主体により異な る。	実施主体 によって 異なる。	実施主体の担 当課	-	資料 58
42	地域医療介護 総合確保基金	継続	平成 26 年 6 月に成立した医療介護総 合確保推進法に基づき、各都道府県に 設置した地域医療介護総合確保基金 を活用し、介護施設等の整備等の促進 のため必要な事業を支援する。	(48,277 の内 数)	(48,277 の内 数)	2/3	<実施主体> 都道府県 <委託先> NPO 法人等	実施主体により異な る。	管轄する 都道府県 に提出。	各都道府県担 当課	-	資料 59 ~60
43	民間事業者と 協働で行う地 域福祉・健康 づくり事業	新規	民間事業者が創意工夫ある取組を行 う際の資金調達手段の 1 つであるソ ーシャル・インパクト・ボンドについ て、健康・福祉分野において 3 か年の モデル事業を実施し、手法の有効性や 課題検証等を行う。	73	-	-	<実施主体> NPO 法人等	平成 29 年 4 月~6 月	検討中	政策統括官(総 合政策担当) (社会保障担 当参事官室) 03-3595-2159 (内線 7695)	-	資料 61 ~62
合計 (内数事業を除 く)		-	-	68,867 (増減額) ▲1,162 (増減 率%) ▲1.7%	70,029	-	-	-	-	-	-	-